

公益法人見直し方針

平成20年9月
千歳市

目 次

1	見直しの背景と趣旨	...	1
2	見直し対象公益法人	...	2
	(1) 財団法人千歳市環境保全公社 (昭和56年 7 月設立)	...	2
	(2) 財団法人千歳青少年教育財団 (昭和57年 3 月設立)	...	2
	(3) 財団法人千歳市公園緑化協会 (昭和61年 3 月設立)	...	2
	(4) 財団法人千歳市体育協会 (平成 5 年 3 月設立)	...	3
	(5) 財団法人千歳福祉サービス公社 (平成 7 年 3 月設立)	...	3
3	見直しにあたっての基本的な考え方	...	4
	(1) 派遣職員の引き揚げ	...	4
	(2) 法人の統合	...	4
	(3) 財政的支援等の見直し	...	4
4	見直しの具体的実施内容	...	4
	(1) 派遣職員の引き揚げを検討する法人	...	4
	(2) 統合を促す法人	...	5
	(3) 財政的支援等の見直しを図る法人	...	6

1 見直しの背景と趣旨

市は、効率的な市民サービスの提供や事業を円滑に実施するため、市が行うべき業務を補完・分担する形で公益法人に対し事業運営費に対する補助、職員の派遣など財政的・人的支援を行いながら公益法人とともに市民サービスの向上に努めてきました。

これまで公益法人は、市の行政目的を達成するために役割を果たしてきましたが、社会経済情勢が変化する中で民間との役割分担や経営面等で様々な課題が生じるなど、近年の公益法人を取り巻く状況は、設立時と比べ大きく変化し厳しいものとなっています。

特に平成18年4月に導入した指定管理者制度では、さらなる市民サービスの向上と経費の削減を目指し、すべての公の施設の指定管理者を公募した結果、競争原理が働き、多くの公の施設の管理が民間へ移行することとなりました。

また、本年12月には、「公益性の判断基準を明確化し、民間が担う公益の位置付け及びその活動の促進を図る」ことを目的として、現状の公益法人制度を見直す「公益法人制度改革関連3法」が施行予定であり、改めて今後の公益法人のあり方について検討することが必要となっています。

このようなことから、公益法人は、独立した経営主体であることを認識し、自ら積極的な改善・改革を実施することにより、自立的・効率的な経営体制の構築を図るとともに、市においても、公益法人の設立の目的に立ち返り、財政的・人的支援の抜本的な見直しを含む法人のあり方を検討しなければなりません。

本方針は、公益法人のあり方について包括的に検討を行い、公益法人と市が協力して法人改革に取り組むために策定するものです。

公益法人制度改革関連3法の概要

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理について規定

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等について規定

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

現行の公益法人の新制度への移行に関することなどを規定

2 見直し対象公益法人

本方針の対象となる公益法人は、市民に対して団体経営の透明性を示し、積極的に説明責任を果たしていく観点から、地方自治法第 221条第 3 項の規定により政令で定められた法人として、本市が市議会へ経営状況等の報告を行っている「市の出資又は出捐割合が 2 分の 1 以上の法人」又は「事務局等へ市職員を派遣している法人」に該当する次の 5 法人とします。

(1) 財団法人千歳市環境保全公社 (昭和56年 7 月設立)

【設立目的】 廃棄物の再資源化に関わる調査研究、啓蒙普及、実践活動を行うことにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに福祉の増進に寄与する。

【現 状】 千歳市環境保全公社は、これまで千歳市環境センターの焼却処理場、破砕処理場及び排水処理場を含む最終処分場の運転管理業務を行ってきました。

しかし、環境対策上の排出基準遵守に関わる高度運転管理技術の必要性や特殊プラントの運転要員の自前教育の困難性の解消、安価で迅速な施設の整備・修理及び専門技術者の容易な確保等の観点から、平成19年度にこれらの業務が民間企業に移行しており、さらに、リサイクルセンター及び計量所の受託事業についても平成22年度から民間企業等に移行する予定となっています。

(2) 財団法人千歳青少年教育財団 (昭和57年 3 月設立)

【設立目的】 主として千歳市における青少年の健全育成をはじめ、社会教育の普及振興を図るために必要な事業を行うとともに、社会教育関係施設の設置及び管理運営に関する事業を行い、もって本道の社会教育の振興に寄与する。

【現 状】 千歳青少年教育財団は、淡水魚では国内最大級の巨大水槽を有する水族館である「千歳サケのふるさと館」の運営や千歳川に設置されているインディアン水車など周辺の河川風景を活用し、人と川とサケのふれあいをテーマに造成されたサーモンパークの管理を行うなどの事業を実施しています。

「千歳サケのふるさと館」では、事業採算性を重視した運営を視点に施設・設備の耐用年数や耐震性などの精査を行うとともに、施設の複合化・変更などによる魅力向上や運営方式の見直しなどによる収入増を目指した経営改善策の検討業務を現在、コンサルタント会社に委託しています。

(3) 財団法人千歳市公園緑化協会 (昭和61年 3 月設立)

【設立目的】 千歳市の都市緑化事業及び公園緑地事業の発展振興を図り、公園緑地の健全な利用を増進するとともに、市民の公園緑地に対する愛護普

及と水と緑のふれあいを深める施策に努め、もって快適な生活環境づくりに寄与する。

【現 状】千歳市公園緑化協会は、指定管理者制度の導入により公園等の施設管理業務から離れ、主たる事業活動を緑化の啓発普及としています。

現在実施している緑化の啓発普及活動は、「協働の緑づくり」を基本理念とする「緑の基本計画」に基づく重要な施策として、まちづくりの一翼を担っており、「緑を守る事業」をはじめとする29の緑化振興事業の推進を図っています。

(4) 財団法人千歳市体育協会(平成5年3月設立)

【設立目的】千歳市におけるスポーツの普及振興のために必要な事業を行うとともに、千歳市の設置する体育施設の管理運営に関する事業を行い、もって市民の健康、体力の増進と広く本道におけるスポーツの振興に寄与する。

【現 状】千歳市体育協会は、市内のスポーツ登録団体と密着した形で事業展開を行うとともに、地域のスポーツ活動の中心的な役割を担っています。

また、千歳JAL国際マラソン、ちとせホルメンコーレンマーチを始めとするスポーツ大会や教室の開催、指導者の養成、少年団の育成などの各種スポーツ普及振興事業を展開しているほか、開基記念総合武道館やスポーツセンターなどの施設の管理運営を行っています。

(5) 財団法人千歳福祉サービス公社(平成7年3月設立)

【設立目的】千歳市内に居住する高齢者、障害者等の在宅生活の安定と充実を図るため、地域における福祉意識の増進に努め、福祉ニーズに応じた在宅福祉サービスを提供し、もって市民福祉の増進に寄与する。

【現 状】千歳福祉サービス公社は、在宅介護支援センターの管理運営をはじめ、民間の居宅介護事業者の期待に応え、模範的、指導的な役割を担ってきた実績をもとに地域包括支援センター事業者として安定した施設管理を行っています。

居宅介護事業では、低所得者層の受入をはじめ公的な困難事例の対応などもあり、福祉サービス公社が市内全域においてセーフティネットの役割を担っていることから、民間の居宅介護事業者の負担軽減にも寄与しています。

公的役割を担い、公益事業である在宅介護に関する相談・助言や福祉サービスに関する調査研究、さらには公的保健福祉サービスの受託等を継続的に行うためには、補助金を要しない財政基盤を確立することが不可欠であるとの認識のもと、公益法人制度改革関連3法の施行に備え、福祉サービス公社の事業全般の検証を進めています。

3 見直しにあたっての基本的な考え方

行政サービスの担い手が多様化してきている中で、「官から民へ」という流れが加速しており、公益法人への委託業務や事業等については、千歳市市場化テストなどのアウトソーシングの取組状況も踏まえながら、最も効率的・効果的な運営となるように公益法人の役割の再構築を促していきます。

(1) 派遣職員の引き揚げ

公益法人の自立化の促進及び公の施設の管理に係る指定管理者の選定にあたり、民間との公平かつ公正な競争環境を確保する観点から、時期を定めて市から公益法人へ派遣している職員の引き揚げの検討を進めます。

(2) 法人の統合

公益法人の自立化の促進及び事業の効率性を高めるため、事業分野が類似又は共通すると認められ、また、社会的責任を効率的に果たすにふさわしい経営基盤を確保するため、統合を進める必要があると認められる法人の検討を進めます。

統合の検討にあたっては、経営の効率化や事業の推進に関するメリット・デメリットを総合的に勘案し推進します。

(3) 財政的支援等の見直し

業務の公益性を踏まえ、民間等との役割分担及び限られた財源の有効活用の観点から、管理運営に係る経費全般について見直しを図ります。

4 見直しの具体的実施内容

各法人の見直しについては、「3 見直しにあたっての基本的な考え方」を踏まえて実施します。

(1) 派遣職員の引き揚げを検討する法人

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・財団法人千歳青少年教育財団・財団法人千歳市体育協会・財団法人千歳福祉サービス公社 |
|---|

ア 派遣職員が指定管理業務に従事している公益法人

【対象法人】財団法人千歳市体育協会、財団法人千歳福祉サービス公社

民間との公平かつ公正な競争環境を確保する観点から、指定管理者として公の施設の管理業務に携わる公益法人に対しては、指定管理業務に従事する職員の派遣を廃止し、また、現在、派遣している職員は、平成20年度末に引き揚げのものとして検討を進めます。

イ 派遣職員が指定管理業務以外の業務に従事している公益法人

【対象法人】財団法人千歳青少年教育財団、財団法人千歳市体育協会
公益法人の自立化を促進し、自主的・効率的な経営体制の確立を図る観点から、法人の設立目的を達成するために派遣している職員についても時期を定めて引き揚げることを検討します。

引き揚げ時期は、第4次行政改革〈後期〉実施計画及び千歳市集中改革プランの定員管理の目標に併せ、平成21年度末として検討を進めます。

(2) 統合を促す法人

- ・財団法人千歳市環境保全公社
- ・財団法人千歳市公園緑化協会

法人を取巻く社会情勢は大きく変革してきており、事業目的における民間との役割分担や経営面で様々な課題が生じています。

また、事業内容の変化などにより、法人の収入に占める市の補助割合や補助金における管理運営費の割合などが高くなってきているという状況にもあります。

このようなことから、「2 見直し対象公益法人」における現状を踏まえて、各公益法人について、次のとおり検証を行いました。

ア 財団法人千歳市環境保全公社については、千歳市環境センターの各廃棄物処理施設運転管理業務の民間移行に伴い組織が縮小しており、今後においてもリサイクルセンターや計量所の運転管理業務を民間に移行する予定であることから、さらに縮小が進む見込みである。

イ 財団法人千歳青少年教育財団については、主たる事業である水族館の運営に関して、市が経営改善策検討業務を民間コンサルタント会社に委託しており、その検討結果を踏まえて法人のあり方などを考える必要がある。

ウ 財団法人千歳市公園緑化協会については、指定管理者制度の導入で公園等の指定管理業務が民間に移行するなど組織が縮小しているほか、市の補助金が運営費の大部分を占めている状況にある。

エ 財団法人千歳市体育協会については、市内のスポーツ登録団体等と緊密な関係にあり、互いに連携して市のスポーツ振興の役割を担うなど、他の法人とは性格を異にしている。

オ 財団法人千歳福祉サービス公社については、補助金の割合が極めて低く、安定的な収入の確保により、独立した経営基盤の確立が図られる見通しである。

以上の検証結果から、事業の効率性などを勘案し、組織の規模が縮小している財

団法人千歳市環境保全公社と財団法人千歳市公園緑化協会の統合について、次のとおり検討を進めることとします。

千歳市環境保全公社及び千歳市公園緑化協会の設立目的は、それぞれ「市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、福祉の増進に寄与すること」、「都市緑化事業及び公園緑地事業による快適な生活環境づくりに寄与すること」であり、互いに環境に配慮した取り組みを共通の目的としている法人です。

このようなことから、両財団が統合することにより、環境保全公社が有している地域連携力を活用した都市緑化の推進や公園緑化協会が実施している多彩な事業を通じて、ごみの減量やリサイクルの推進が図られるものと考えます。

さらに、融合した事業の相乗効果が期待されるとともに、組織体制のスリム化や事務所統合による経費の削減・補助金の見直しを図ることが出来ます。

これまでは、それぞれの法人が独自の事業運営を行ってききましたが、改めて両財団の業務内容を検証するとともに、財政基盤の強化や経営の効率化について総合的に勘案し、平成22年度末を目標に統合を促してまいります。

(3) 財政的支援等の見直しを図る法人

- ・財団法人千歳市環境保全公社
- ・財団法人千歳青少年教育財団
- ・財団法人千歳市公園緑化協会
- ・財団法人千歳市体育協会
- ・財団法人千歳福祉サービス公社

ア 管理運営経費全般については、「3 見直しにあたっての基本的な考え方」を踏まえ、常に効率性の観点から見直しを図ることとし、特に一般財団法人においては、自主自立の観点から収益の確保を促しつつ、財政的支援の見直しを図ります。

イ 市場性の高い委託事業については、公益財団法人、一般財団法人を問わず、その必要性を精査しつつ業務の民間開放を進めます。

ウ 役員報酬について、公益財団法人は、公益性が高いことから、これまでと同様の財政支援を継続しますが、一般財団法人は、支援割合の基準を概ね2分の1を限度としたうえで、当該法人の財務状況、公益性の関与の割合等を勘案して見直しを図ります。

なお、新制度への移行措置の期間（平成20年12月1日から平成25年11月30日まで）における特例民法法人については、経過措置として従前どおりの取り扱いとします。

特例民法法人
平成20年12月1日の新法施行日以後、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人に移行するまでの間における現行公益法人の法律上の名称